

# 台風第21号に関する被災者支援

平成31年4月8日更新

第1版 ver.13

## ◆ 罹災証明書

家屋等の被害程度（全壊、半壊、一部損壊等）を証明する書類です。  
 各種支援制度の利用に必要な場合があります。

制度・手続名	概要	対象者	担当課・問合せ先
罹災証明書の再発行	既に発行した同一人に限り再発行できます。	罹災証明書の交付を受けたことがある方	総務部資産税課 TEL 674-7143 FAX 674-4519

<記号の見方> ○：対象 △：被害程度の他に条件あり ×：対象外 斜線：被害区分に関わらず利用できる

※ 家屋等の被害程度以外の条件を用いる制度もありますので、詳細は制度ごとにご確認ください。

## ◆ 全般

制度・手続名	概要	対象者	被害区分				受付窓口・問合せ先
			全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	
被災者支援センター	大阪府北部地震・台風第21号に関する各種支援制度の紹介や各種相談、手続きについて、市役所本館7階に開設した窓口でご案内します。	市民	斜線	斜線	斜線	斜線	総務部危機管理室 被災者支援センター TEL 674-7022 FAX 674-7782
高槻市ボランティア・市民活動センター	ボランティアによる支援を実施します。	市民	斜線	斜線	斜線	斜線	高槻市社会福祉協議会 TEL 661-2202 FAX 661-2209 ※おかけ間違いが多発しています。ご注意ください。
ブルーシート配布	被害を受けた家屋の応急修理に必要なブルーシートを配布します。 配布時間：平日9時～17時まで 配布場所：総合センター1階ロビー（9月19日終了）	被災者	斜線	斜線	斜線	斜線	被災者支援センター TEL 674-7022
土のう配布	ブルーシート等の押さえ用として、土のう袋（土なし）を配布します。	被災者	斜線	斜線	斜線	斜線	都市創造部 下水河川事業課 TEL 674-7442 FAX 675-3251

## ◆ 給付・福祉

制度・手続名	概要	対象者	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	受付窓口・問合せ先
災害見舞金	被害を受けた市民・事業者に対し、被害の程度に応じて支給します。	1. 全壊・半壊の住家又は店舗等（被災住宅の応急修理、応急仮設住宅の供与を受けた方は除く） 2. 災害により治療期間1ヶ月以上の傷害を受けた市民等（災害弔慰金等を受けた方は除く）	△	△	△	×	総務部危機管理室 被災者支援センター TEL 674-7022 FAX 674-7782
納税相談等	災害により納期限までに市税の納付が困難な場合、納付の相談を実施します。	災害により納付が期限までにできない方	○	○	○	○	総務部収納課 TEL 674-7152 FAX 674-4519
国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険の保険料の減免措置等	家屋等に多大な損害を受け、保険料の納付が困難となる方（世帯）について、減免措置が講じられる場合があります。  <減免申請期限> 国民健康保険料、介護保険料：平成31年4月27日（土）で終了 後期高齢者医療保険料：平成31年3月29日（金）で終了	災害により、家屋等に多大な損害を受け、保険料の納付が困難となる方（世帯） ただし、罹災証明書（一部損壊以上）が必要になります。 大阪府北部地震の被害により減免を受けている方で被害の程度に変更のない方は除く	○	○	○	○ 後期高齢者医療保険料は対象外	健康福祉部 国民健康保険課 受付窓口：国民健康保険課 9番窓口 TEL 674-7075 FAX 674-7183
介護保険利用者負担の減免	居住する住宅・家財・その他の財産が半壊・半損以上となったとき等に、介護サービス利用時の負担額が減免されることがあります。	災害により、居住する住宅が著しい損害（半壊・半損以上）を受けた世帯等 大阪府北部地震の被害により減免を受けている方は除く	○	○	○	×	健康福祉部 長寿介護課 TEL 674-7167 FAX 674-7183
障がい福祉サービス等の利用者負担の減免	災害により、居住する住宅等が著しい損害を受けたときに、障がい福祉サービス等の利用者負担が減額もしくは免除されることがあります。	住宅、家財又はその財産に著しい損害（全壊・半壊）を受け、利用者負担額の支払が困難であると認められる世帯。	○	○	○	×	健康福祉部 障がい福祉課 TEL 674-7164 FAX 674-7188

制度・手続名	概要	対象者	全 壊	大規模 半壊	半 壊	一部 損壊	受付窓口・問合せ先
障がい児通所支援等の利用者負担の減免（障がい児通所給付費、肢体不自由児通所医療費）	災害により、居住する住宅等が著しい損害を受けたときに、障がい児通所支援等の利用者負担が減額もしくは免除されることがあります。	住宅、家財又はその財産に著しい損害（全壊・半壊）を受け、利用者負担額の支払が困難であると認められる世帯	○	○	○	×	子ども未来部 子育て総合支援センター TEL 686 - 3032 FAX 686 - 5431
国民年金	所有する住宅、家財、その他の財産が概ね2分の1以上損害を受けた場合、申請により保険料が免除されます。	国民年金第1号被保険者 大阪府北部地震の被害により免除を受けている方は除く	○	○	○	×	市民生活部市民課 TEL 674-7073 FAX 661-6666
国民健康保険窓口負担の減免・支払猶予	世帯主等が死亡したとき、又は居住する住宅が著しい損害を受けたとき等に、医療機関の窓口での自己負担金額（一部負担金）が減免または支払猶予されます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害により、世帯主（主たる生計維持者を含む）が死亡し、もしくは障がい者となり、又は居住する住宅について全半壊等著しい損害を受けた世帯</li> <li>●災害等により収入が減少し一定水準以下となったことにより、窓口負担の支払いが困難と認められる世帯</li> </ul>	○	○	○	×	健康福祉部 医療給付課 TEL 674-7079 FAX 674-7779

制度・手続名	概要	対象者	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	受付窓口・問合せ先
後期高齢者医療窓口負担の免除	世帯主が著しい損害を受けたことなどにより、住民税が減免された、非課税である又は世帯の収入が生活保護基準以下等で、支払いが困難と認められた場合、一部負担金が免除されることがあります。	災害により被保険者が属する世帯の世帯主が著しい損害を受けたことなどにより、住民税が減免された、非課税である又は世帯の収入が生活保護基準以下等で、一部負担金の支払いが困難と認められた方	△	△	△	×	健康福祉部 医療給付課 TEL 674-7178 FAX 674-7779
重度障がい者医療費助成の所得制限の特例	住宅、家財等の財産についてその価格の概ね2分の1以上の損害を受けた場合に、所得制限を適用しません。	災害により、住宅、家財等の財産についてその価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた方	△	△	△	×	健康福祉部 医療給付課 TEL 674-7178 FAX 674-7779
保育所等保育料減免	被害を受けた保育所等利用世帯に対し、保育料の減免を行う	居住する家屋が半壊以上の損害を受けた世帯	○	○	○	×	子ども未来部 保育幼稚園事業課 TEL 674-7692 FAX 675-8648
母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の住宅資金	現に居住かつ所有する住宅を補修・保全等するのに必要な資金を貸し付けます。	ひとり親家庭及び寡婦	/	/	/	/	子ども未来部 子ども育成課 TEL 674-7174 FAX 675-8648
母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の支払期日猶予	支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になった場合、支払期日を猶予します。	ひとり親家庭及び寡婦	/	/	/	/	子ども未来部 子ども育成課 TEL 674-7174 FAX 675-8648
母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の据置期間の特例	全壊等の被害を受けた住宅に居住している方に対し、被害を受けた日から1年以内の住宅資金、事業開始資金または事業継続資金の貸付について、据置期間を延長します。	ひとり親家庭及び寡婦	○	○	○	×	子ども未来部 子ども育成課 TEL 674-7174 FAX 675-8648
児童扶養手当の特例措置	住宅・家財等の財産についてその価格の概ね2分の1以上の損害を受けた方は、その損害を受けた月から翌年の7月までに支給される手当について、所得制限を受けません。	ひとり親家庭	△	△	△	×	子ども未来部 子ども育成課 TEL 674-7174 FAX 675-8648

制度・手続名	概要	対象者	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	受付窓口・問合せ先	
ひとり親家庭医療費助成の特例措置	住宅・家財等の財産についてその価格の概ね2分の1以上の損害を受けられた方は、その損害を受けた月から翌年の10月までの助成について、所得制限を受けません。	ひとり親家庭	△	△	△	×	子ども未来部 子ども育成課 TEL 674-7174 FAX 675-8648	
市立学童保育室保育料の減免制度	申請日の属する月の翌月から平成30年度末まで 半壊(大規模半壊含む): 1/2減額 全壊:免除  平成31年3月29日(金)で終了	当該施設を利用中及び今後利用される方	○	○	○	×	子ども未来部 子ども育成課 TEL 674-7656 FAX 675-8648	
小・中学生の就学援助制度の特例措置	住家に半壊以上の被害を受けたことにより、児童生徒を就学させることが困難であると認められる方について、学用品費等を援助します。  受付は平成30年12月28日(金)までで終了	被災により、住家に半壊以上の被害を受けたことにより、就学が困難となった市立の小中学校に在籍する児童生徒の保護者。ただし、生活保護法の適用を受けている方は対象外。	○	○	○	×	教育管理部学務課 TEL 674-7627 FAX 674-7641	
生活保護	生活に現に困窮している方に、困窮の程度に応じて必要な保護を行います。	収入、資産等の一定の要件があります。詳しくはご相談ください。					健康福祉部 生活福祉支援課 TEL 674-7175 FAX 672-8817	
自立支援相談	支援員が相談者に寄り添いながら、中・長期的に自立に向けた支援を行います。	全ての生活困窮者が対象です(生活保護受給者を除く)。家賃相当額の支給には、収入、資産等、一定の要件があります。					健康福祉部 生活福祉支援課 TEL 674-7767 FAX 674-7721	
生活福祉資金制度による貸付	住宅の補修費用や、災害を受けたことにより臨時に必要な費用について貸し付けます。	低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯					高槻市 社会福祉協議会 総務企画課 TEL 674-7496 FAX 661-4901	

## ◆住まい復旧

制度・手続名	概要	対象者	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	受付窓口・問合せ先
災害ごみ収集	ガラス・せともの類・かわら・がれきなどは、不燃ごみの収集日に収集します。	被災世帯					産業環境部 清掃業務課 TEL 669-1153 FAX 669-1009
住宅支援相談	住宅に関する各種相談の紹介や相談窓口をご案内することにより、住宅再建をお手伝いします。	被災されて、住宅に関してお困りの方					都市創造部住宅課・建築課 TEL 674-7794 FAX 674-3125
災害復旧工事に伴う道路占用料・特定公共物占用料の免除	工事に伴う市道及び特定公共物（水路・里道）の占用について、占用料を免除します。	家屋等の災害復旧工事に伴い、市道又は特定公共物（水路・里道）の占用（仮設足場・仮囲いの設置等）を行う方					都市創造部管理課 TEL 674-7532 FAX 674-3125
公園占用料の免除	公園に近接する被災家屋等の修繕工事に伴う公園区域の占用について使用料を免除します。	災害により家屋等に被害を受けた方のうち、修繕工事の実施にあたり公園の区域の一部を占用されたい方					都市創造部公園課 TEL 674-7516 FAX 674-3125
公的住宅等への被災者の一時入居	大阪北部地震・台風第21号により住宅にお困りの方に対して、公的賃貸住宅等の一時入居募集を行います。  新規の申請受付は、平成31年1月18日(金)までで終了	「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」の罹災証明書をお持ちで、災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与を受けない方	△	△	△	×	都市創造部住宅課・建築課 TEL 674-7794 FAX 674-3125
一部損壊等住宅修理支援	大阪北部地震・台風第21号により一部損壊等の被害を受けた住宅の修理工事を実施する場合に、支援金を支給します。	市民	△	△	△	△	一部損壊等住宅支援窓口 TEL 674-7320 FAX 674-7782
被災家屋等の撤去を実施した者に対する所要経費の補助金	台風第21号により、被災した家屋等の全てを撤去した場合に、これに要した廃棄物処理費用の一部を補助します。	り災証明書（半壊以上）の認定を受けている被災家屋の所有者の方	△	△	△	×	産業環境部 資源循環推進課 TEL 669-1886 FAX 669-1961

## ◆ 住まい再建

制度・手続名	概要	対象者	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	受付窓口・問合せ先
住宅の耐震化に関する補助制度	昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建てられた建築物について、耐震診断、設計、改修工事、除却工事費用の一部を補助します。	左記建築物の所有者（建築物が分譲共同住宅である場合は管理組合）					都市創造部 審査指導課 TEL 674-7567 FAX 661-7008
ブロック塀等撤去工事補助制度	道路、公園沿いに設置された80cm以上のブロック塀について、その全部を撤去又は全てを道路面等から60cm以下とする工事費用を補助します。	ブロック塀等の所有者で、当該撤去工事を施工業者が行う方					都市創造部 審査指導課 TEL 674-7567 FAX 661-7008

## ◆ 公共建築物等

制度・手続名	概要	対象者	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	受付窓口・問合せ先
自治会集会所の修繕等に関する補助	自治会集会所に修繕や耐震診断費用の一部を補助します。	地域住民により組織する自治会・町内会					市民生活部 コミュニティ推進室 TEL 674-7462 FAX 674-7781

## ◆ ライフライン

制度・手続名	概要	対象者	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	受付窓口・問合せ先
漏水による水道料金等の減額制度	給水装置（配管・給湯器など）が破損した場合、漏水修繕後に水道料金等の減額を行います。申請の受付は平成31年3月5日（火曜日）で終了します。	台風によりご使用の給水装置が破損し、漏水修繕が完了した水道契約者	○	○	○	×	水道部料金課 TEL 674-7902 FAX 674-7949

## ◆ 相談支援

制度・手続名	概要	対象者	全壊	大規模 半壊	半壊	一部 損壊	受付窓口・問合せ先
法律相談	大阪弁護士会から派遣された弁護士が法律上の問題に相談に応じます。(無料)	高槻市に在住、在勤、在学の方					市民生活部 市民生活相談課 TEL 674-7130 FAX 674-7722
消費生活相談(悪質商法など)	消費生活に関する相談(災害時に発生する悪質商法等、契約に関するもの)をお受けします。	市民					市民生活部 市民生活相談課 消費生活センター TEL 682-0999 FAX 683-5616



## ◆その他の被災者支援

高槻市以外の機関等が実施している被災者支援情報を掲載しています。

制度・手続名	概要	対象者	受付窓口・問合せ先
罹災証明書の交付申請の無料支援	罹災証明書の交付申請の手続きができない被災者の方に代わり、大阪府行政書士会が一定の期間、交付申請の支援を無料で行います。 <11月18日 終了>	被災された市民の方で、市役所に出向くことができず、罹災証明書の交付申請ができない方	大阪府行政書士会 事務局災害対策担当 TEL 06-6943-7501 FAX 06-6941-5497
大阪北部地震・平成30年台風第21号対応無料法律相談 (大阪弁護士会)	被災された方を対象に大阪弁護士会が今回の震災等に関する各種法律相談に無料で応じます。 ① 面談相談 (大阪北部地震) 大阪弁護士会館 (大阪市北区) 等にて面談相談<予約制> <12月28日 終了> ② 電話相談 (大阪北部地震及び平成30年台風第21号) 月~土/10時~13時 ※通話料はご負担ください。 <12月28日 終了>	被災された方	大阪弁護士会 ① TEL06-6364-1248 ② TEL06-6364-2046
台風第21号の被害に関する無料電話相談 (大阪司法書士会)	法律相談を中心に、生活に関すること、各種支援制度に関すること等に司法書士が電話で相談に応じます。 平日 13時~16時 <10月12日 終了>	被災された方	大阪司法書士会 TEL06-6949-5605
大阪府版・被災住宅無利子融資制度	大阪北部地震・台風第21号で被災した住宅の復旧に向けた融資を行います。 【申込受付期間】 ・住宅金融支援機構 令和2年3月31日まで ・大阪シティ信用金庫 令和2年3月31日まで ・大阪信用金庫 令和2年3月31日まで	一部損壊以上の罹災証明書を有する方	住宅金融支援機構お客様コールセンター災害専用ダイヤル TEL0120-086-353 またはりそな銀行の府内各支店 (市内:高槻支店 TEL 675-1201) 大阪シティ信用金庫 審査部 TEL 06-6201-2889 府内各支店 大阪信用金庫 融資部 TEL 06-6775-6584 府内各支店

制度・手続名	概要	対象者	受付窓口・問合せ先
台風21号対策資金	大阪府では、台風21号で被害を受けた中小企業者に対し、特別な融資制度を創設しています。	①台風21号による災害により経営に影響を受け、セーフティネット保証4号認定を受けた方 ②台風21号により事業の用に供する建物等に被害を受けた中小企業者※罹災証明書要	大阪府商工労働部中小企業支援室金融課 TEL06-6210-9508 産業環境部 産業振興課 TEL674-7411